

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の改正案及び意見公募の実施

令和 8 年 6 月 3 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、特定重大事故等対処施設^{※1}及び所内常設直流電源設備（3 系統目）^{※2}（以下「特重施設等」という。）設置に係る経過措置が規定された関係規則の改正案及びこれに対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和 8 年度第 1 回原子力規制委員会（2026 年 4 月 1 日開催）において、原子力規制庁から特重施設等の設置に係る経過措置についての具体的な見直し案を提示し、了承された。その後、同案に基づき、原子力規制庁において関係規則の改正案を作成した。

3. 改正案の内容（委員会了承事項）

別紙 1 の規則について、別紙 2 のとおり改正案を作成したので、了承いただきたい。改正案の内容は以下のとおり。

（1）特重施設等の設置に係る経過措置規定の改正

①経過措置期間の起算点

特重施設等の設置に係る経過措置期間の起算点について、本体施設^{※3}の設計及び工事の計画の認可の日から、本体施設の使用前確認日に変更する。

なお、現在建設中で使用前検査実施中の発電用原子炉施設^{※4}については、今後着手される新規制基準に適合するために行われる工事を含め、原子力規制委員会が発電用原子炉施設全体について使用前確認を行うこととなるため、その確認日が起算点となる。

※1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第 42 条並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第 53 条の規定が適用されるものをいう。

※2 許可基準規則第 57 条第 2 項及び技術基準規則第 72 条第 2 項の規定が適用されるものをいう。

※3 本体施設とは、発電用原子炉施設のうち特重施設等以外の施設及び設備をいう。

※4 中国電力株式会社島根原子力発電所 3 号炉、電源開発株式会社大間原子力発電所、東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所 1 号炉が該当する。

②本改正の対象となる実用発電用原子炉

現行の経過措置期間が満了し既に特重施設等に係る規制要求が適用されている発電用原子炉施設は対象としない。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

4. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙2に示す規則の改正について、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和8年6月4日から同年7月3日まで（30日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 関係規則改正後の運用方針

特重施設等が改正後の経過措置期間内においても完成しない場合にあっては、これまでと同様に、令和元年度第36回原子力規制委員会（2019年10月16日開催）において了承された方針（参考2参照）に基づき、定期事業者検査により使用を停止していることが確実な証拠^{※5}によって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない。また、事業者から、特重施設等が改正後の経過措置期間内においても完成しないことについての文書が提出された場合には、当該文書を速やかに原子力規制委員会に配布資料として提示することとしたい。

なお、前回委員会後、その時点で経過措置期間に入っているものの、まだその期限を迎えていない発電用原子炉施設を有している東北電力株式会社及び中国電力株式会社に、今回の経過措置規定の改正が施行された場合の対応を確認^{※6}したところ、両社とも、今後経過措置規定が改正されたとしても、特重施設等の速やかな設置に向けて取り組む方針であるとの説明を受けた。

6. 今後の予定

意見公募の終了後、原子力規制委員会にその結果の報告を行うとともに、提出意見に対する考え方及び提出意見を踏まえた、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（案）を諮る。

^{※5} 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、原子力規制委員会による特重施設等の使用前確認を受けるまでの間はその状態を継続する意思を、事業者として表明した文書などが考えられる。

^{※6} [\[N-ADRES\] 東北電力との面談 令和8年04月15日](#)、[\[N-ADRES\] 中国電力との面談 令和8年04月14日](#)

<資料一覧>

別紙 1	改正の対象
別紙 2	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則
参考 1	特定重大事故等対処施設等設置の経過措置に係る検討（その 3） （令和 8 年度第 1 回原子力規制委員会資料 1）
参考 2	特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について（その 2）（令和元年度第 36 回原子力規制委員会資料 7）

改正の対象

- ① 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）
- ② 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）

なお、以下の規則においても、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）についての経過措置が規定されているが、現時点において国内における研究開発段階発電用原子炉施設は全て廃止措置中^{※7}であり、経過措置の対象となる施設が存在しないため、本改正の対象外とする。

- 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）
- 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）

※7 高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置計画認可 2018 年 3 月 28 日
新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置計画認可 2008 年 2 月 12 日
[廃止措置中の研究開発段階発電用原子炉 | 原子力規制委員会](#)

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電

用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第一条 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	附 則 1 (略) 2 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章（同規則第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。
改 正 前	附 則 1 (略) 2 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設については、この限

りでない。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第二条 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	附 則 1 3 (略) 4 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の十一第三項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章（第五十三条及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可並びに第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。
改 正 前	附 則 1 3 (略) 4 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定は、この規則の施行の日以後に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するため必要な事項に係るものであつて、平成二十五年七月八日以後最初に行われるものに限る。以下この項において同じ。）の日から起算して五年を経過する発電用原子炉施設について適用し、この規則の施行の日前に原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の規定による認可の日から起算して五年を経過している発電用原子炉施設については、なお従前の例による。

特定重大事故等対処施設等設置の経過措置に係る検討（その 3）

令和 8 年 4 月 1 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）^{※1}設置に係る経過措置規定のあり方について、これまでの原子力規制委員会における討議を踏まえ、原子力規制庁より具体的な見直し案を提案し、了承を諮るものである。

2. 経緯

第 58 回原子力規制委員会（2026 年 2 月 18 日開催）において、原子力規制庁から、2016 年の特重施設設置に係る経過措置規定改正後、約 10 年間の審査・検査の実績を踏まえ、特重施設の位置付け及び経過措置規定の検討過程、並びに特筆すべき事項を整理し、報告した。

原子力規制委員会で討議の結果、特重施設設置に係る経過措置規定のあり方について、具体的な見直し案を提示するように指示を受けた。

3. 特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案（委員会了承事項）

（1）見直しの考え方

特重施設設置に係る経過措置を設ける考え方としては、特重施設は、シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策であることから、新規制基準施行後 5 年までに実現を求めるとされ、特重施設の設置の準備に要する期間については、法令上経過措置を設定する際の一般的な期間として 5 年が設定されたものである。

また、2016 年 1 月に特重施設設置に係る経過措置規定を改正した際には、本体施設の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）がなされれば、本体施設の設計条件等が確定されるため、その時点の特重施設設置に係る経過措置期間の起算点とすれば、継続的安全向上のため可及的速やかな設置を求めつつ、当該期間内に特重施設の建設ができると考えていた。

しかしながら、2016 年 1 月に特重施設設置に係る経過措置規定を見直して以降約 10 年間の特重施設の工事実績を確認すると、特重施設の完成までに経過措置期間を超過している実用発電用原子炉がほとんどであった^{※2}ことから、

※1 特定重大事故等対処施設の他、もう 1 系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3 系統目）も同様に経過措置の議論に含まれる。

※2 第 58 回原子力規制委員会（2026 年 2 月 18 日開催）

規制の継続的改善の観点から、特重施設設置に係る経過措置規定を合理的なものに見直すものである。

(2) 特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案について

特重施設設置に係る経過措置期間の5年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、本体施設の設工認の日から、本体施設の使用前確認日に変更する

(考え方)

特重施設設置に係る経過措置期間の5年は、法令上経過措置を設置する際の一般的な期間として設定されたものであり、特重施設の設置の準備に要する期間を変更すべき理由は見当たらないことから変更しない。

他方で、特重施設の完成までに当該経過措置期間を超過していることに関しては、当該経過措置期間の起算点を変更することで対応する。具体的には、本体施設の設工認時点から変更しようとする場合、次の法令上の節目は、当該設工認に沿って設置された本体施設の使用前確認（以下「本体施設の使用前確認」という。）の確認日となる。この時点では、本体施設の新規制基準対応工事は完了し、シビアアクシデント対策に必要な訓練等が終了しており、特重施設の許認可手続、工事に専念できる状況にあると考えられることから、これを経過措置期間の起算点とすることが適当である。

上記のように変更した場合でも、現行の経過措置に基づく実績と比べて特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず、また、本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいことを踏まえれば、現行の経過措置との安全上の大きな差異はないと考えられる。

なお、特重施設設置工事に当たっては、本体施設との接続工事等が伴うことから、最終的には、定期事業者検査中の原子炉を停止した状態で工事を実施する必要がある。これを考慮し、経過措置期限を特定の確定日とするのではなく、経過措置期間の終期日後の最初の定期事業者検査終了日とするのも考えられるが、前述の見直し案により特重施設完成までの十分な期間を確保できていると見込まれることから、経過措置期間の終期日は見直さない。

(3) 見直しの対象となる実用発電用原子炉について

特重施設設置に係る経過措置規定見直しの対象となる実用発電用原子炉は、現在の経過措置規定に基づく経過措置期間が満了していない実用発電用原子炉とする

(考え方)

今回の経過措置規定の見直しは、これまでの規制の実績を踏まえ、将来に向けて規制の継続的改善を行うものであり、現行の経過措置期間が満了し既に特重施設に係る規制要求が適用されている実用発電用原子炉^{※3}は対象としない。

特重施設の設置については、今回の見直しを行った場合でも、可能な限り速やかな設置を求めるという方針に変わりはなく、経過措置期間が満了した実用発電用原子炉については、事業者において、必要な設工認の審査も進み、また、工事が進捗し、その完了予定も公表されていることから、見直した経過措置期間の対象とはしない。

(4) その他

所内常設直流電源設備（3系統目）についても、特重施設と同様に、新規制基準において信頼性向上のためのバックアップ対策としてその設置を要求しているものであり、特重施設と同様の経過措置期間を定めていることから、上記（2）及び（3）のとおり見直す。

4. 今後の対応方針

3. の特重施設設置に係る経過措置規定の見直し案を了承いただければ、原子力規制庁において原子力規制委員会規則の改正案を作成し、5月中を目途に原子力規制委員会に諮ることとしたい。

以上

^{※3} 現行の経過措置期間が満了し特重施設が完成していない実用発電用原子炉としては日本原子力発電株式会社東海第二発電所、東京電力 HD 株式会社柏崎刈羽原子力発電所第 7 号炉が該当する。

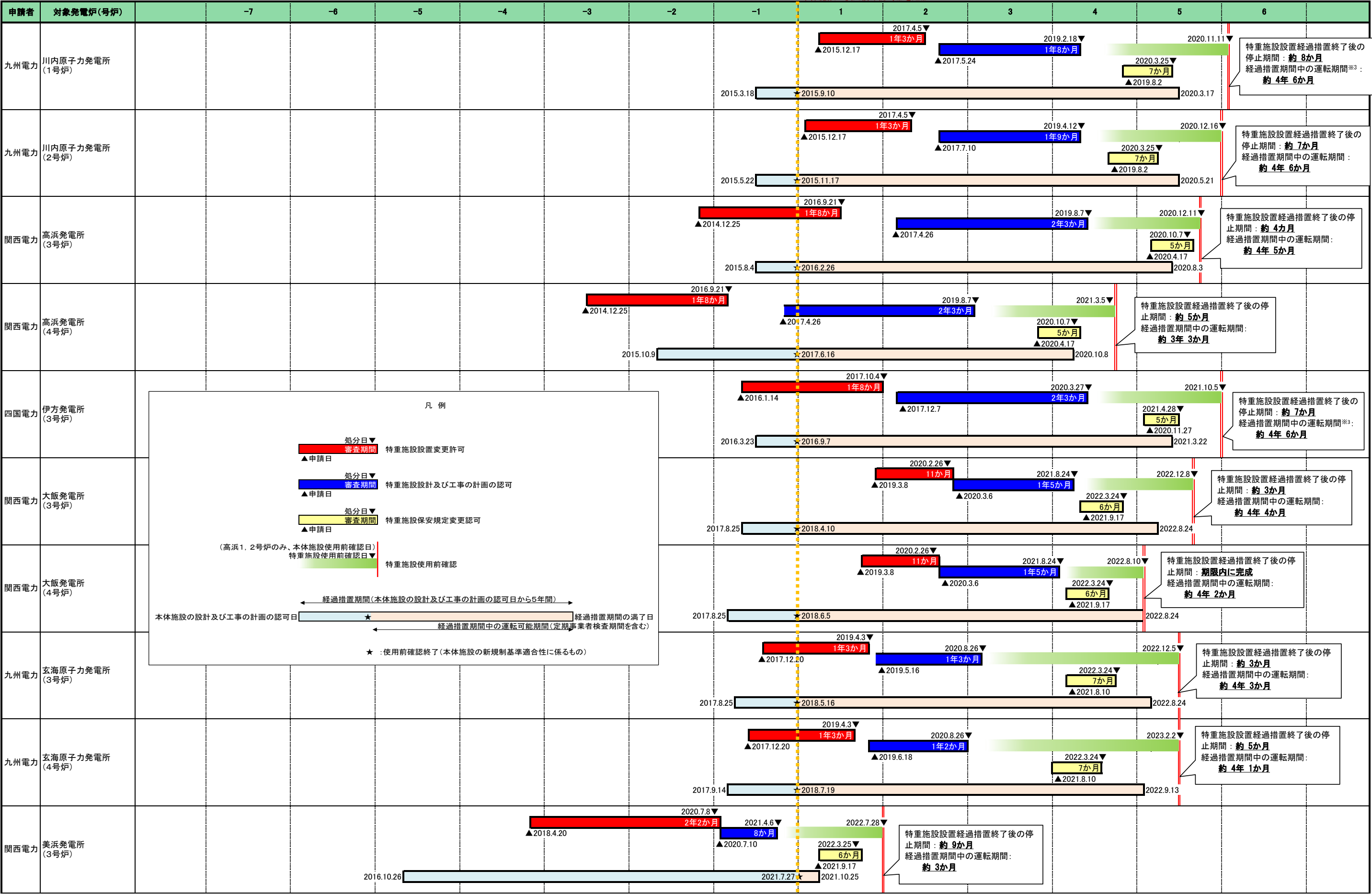
<関連資料>

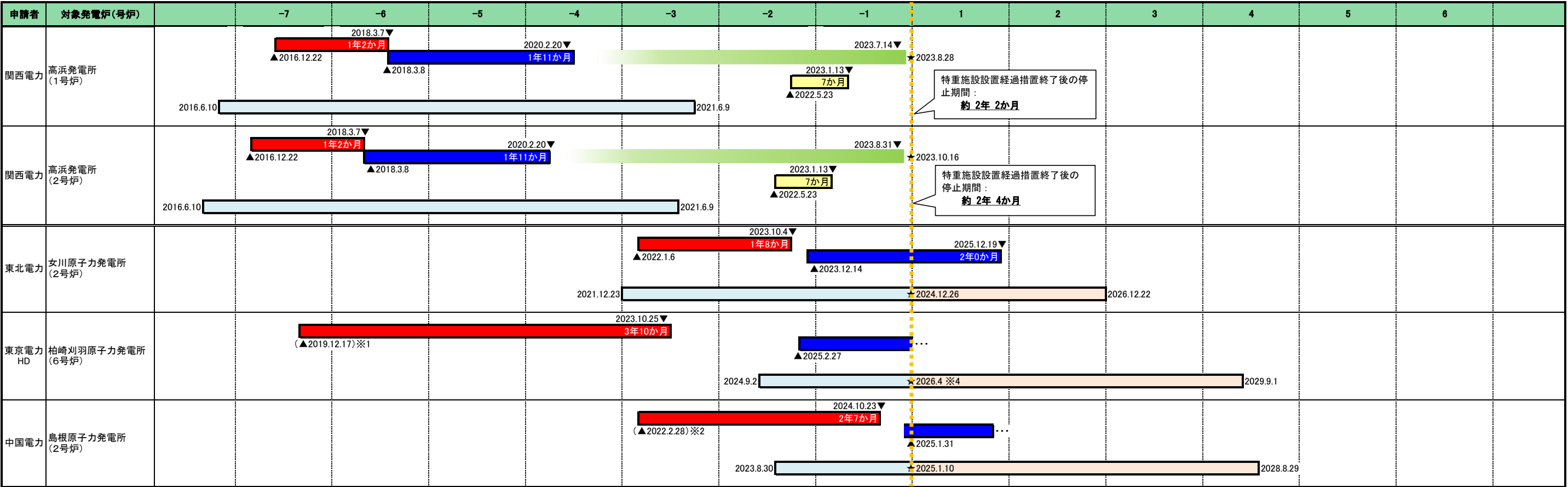
- 参考 1 特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧（本体施設の使用前確認時点を起点で整理）
- 参考 2 2026 年 2 月 18 日 第 58 回原子力規制委員会議事録（抜粋）

（参考 2 は添付を省略）

特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧(本体施設の使用前確認時点を起点で整理)

▼本体施設の使用前確認時点を起点





※1： 2019年12月17日に特重施設等に関する補正が提出され、実質的な審査は概ねこれ以降のため、このように記載
※2： 2022年2月28日に本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出され、実質的な審査は概ねこれ以降のため、このように記載
※3： 「経過措置期間中の運転期間」には定期事業者検査期間を含む。
※4： 2026年3月30日に東京電力HD株式会社から提出された柏崎刈羽原子力発電所第6号機の使用前確認申請書の記載内容の変更によれば、当該申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期が「2026年4月16日」とされている。

特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の
具体的な手続について（その 2）

令和元年10月16日
原子力規制庁

1．経緯

原子力規制委員会と九州電力株式会社経営層による意見交換（令和元年度第35回原子力規制委員会）において、九州電力株式会社から、川内原子力発電所 1、2 号機の特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）が法定の期限内に完成しないため、経過措置期間が満了する日の翌日以後、冷温停止状態を継続し、特重施設の使用前検査の合格後、原子炉を起動し発電を再開する旨の説明があった。

この際、九州電力から、特重施設設置期限前に事業者が自らプラントを停止し、定期検査を開始した場合の規制委員会の対応について確認があった。

2．令和元年度第12回原子力規制委員会です承された手続について

令和元年度第12回原子力規制委員会（令和元年 6 月12日）において、特重施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について、原子力規制委員会は要旨次のとおり了承した。

満了日の約 6 週間前までに特重施設に係る使用前検査¹に合格していない発電用原子炉施設に対し、使用の停止²を命ずるための手続（弁明の機会の付与）に着手すること

満了日の約 1 週間前までに特重施設に係る使用前検査に合格していない発電用原子炉施設に対し、使用の停止を命ずること

3．定期検査期間中の発電用原子炉施設に対する使用の停止命令について

これまで原子力規制委員会は、平成25年 7 月に施行された新規制基準を満足していない発電用原子炉施設³について、運転の前提条件を満たさない状態であると判断し、運転を認めていない。当該施設は、新規制基準に係る許認可を受け、使用前検査に合格し、定期検査が終了した場合に限り、運転を認めている。

¹ 新検査制度施行後にあつては、これに相当する確認を受けていないことをいう。以下同じ。

² 満了日の翌日において当該発電用原子炉施設が冷温停止状態（PWRについては保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード5」、「モード6」又は「モード外」にすること、BWRについては保安規定に定める原子炉の状態を「冷温停止」又は「燃料交換」にすることをいう。）となるよう措置し、その状態を継続することをいう。以下同じ。

³ これに該当する発電用原子炉施設は、現在いずれも定期検査により使用を停止している。

この場合において、定期検査により停止している状態に重ねて使用の停止を命ずるといったことはしていない。

4．定期検査期間中に満了日が到来する場合の対応について（案）

以上を踏まえると、 の時点（満了日の約1週間前）において、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠¹によって明らかである発電用原子炉施設には、上記2．と同様に、重ねて使用の停止を命ずる必要はないため、命令を発出しないこととしたい。

なお、 の時点（満了日の約6週間前）又はそれより前の時期であっても、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかといえる場合には、あえて の手続に着手する必要はないため、手続に着手しないこととしたい。

[参考資料]

参考1 原子力事業における更なる安全・安心の追求に向けた取組みについて
（2019年10月15日、九州電力株式会社）

参考2 特定重大事故等対処施設が法定の期限ないに完成しない場合の具体的な手続について（令和元年度第12回原子力規制委員会資料2）

（参考資料は添付を省略）

¹ 例えば、満了日まで発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。